



医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

平成28年度
診療報酬改定
レポート

2016年4月30日

厚生労働省保険局医療課より事務連絡疑義解釈が4月25日に出されました。

主要部分抜粋してお知らせします。※一部抜粋です。問の番号は厚生労働省より出された疑義解釈の並びではありません。

No,01 在宅医療：在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

Q 「疑義解釈資料の送付について」（平成28年3月31日事務連絡）において、無歯顎患者に対しても在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の対象になることが示されたが、どの区分で算定するのか。

A 「1 10歳未満」で算定する。

No,02

Q 管理計画の策定にあたり、歯科疾患在宅療養管理料の様式を使用しても差し支えないか。

A 差し支えない。ただし、管理計画について、摂食機能療法に関する内容も含め必要事項を具体的に記載すること。

No,03 検査：歯周病検査

Q 乳歯列期の患者に対する歯周病検査は、「混合歯列期歯周病検査」に限り算定できるのか。

A 貴見のとおり。

No,04

Q 混合歯列期の患者について、歯周精密検査を実施した場合には、永久歯の歯数に応じて「歯周精密検査」を算定することはできるか。

A 混合歯列期の患者については、原則的には歯周精密検査は算定できない。ただし、薬物性又は遺伝性による増殖性歯肉炎に罹患している患者については、歯周精密検査を算定して差し支えない。

No,05 施設基準：かかりつけ歯科医機能強化型診療所

Q かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の通知の（1）において、「過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。」とあるが、1年間の算定実績が必要か。

A 1年未満であっても、歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料のそれぞれについて算定実績があればよい。

No,06 手術：抜歯手術

Q 難抜歯加算については、「当該加算の対象となる抜歯において、完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯を中止した場合は、当該加算を算定する。」とあるが、中止後、歯の状態等の変化により日を異にして抜歯を行い得た場合は、算定上どのように取り扱うのか。

A 難抜歯加算の対象となる歯に対して、抜歯を終了する目的で着手したが、やむを得ず抜歯を中止した場合は、抜歯の所定点数及び難抜歯加算を算定する取扱いであるが、後日行った抜歯については、当該抜歯手術の実態に応じてその費用を算定して差し支えない。なお、当初から、複数日に分けて計画的に抜歯を行う場合は、算定できない。

No,07 歯冠修復及び欠損補綴・補綴時診断料

補綴時診断料について、

- Q**
- ① 「1 補綴時診断(新製の場合)」を算定した日から起算して3月以内に同一部位の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定できるか。
 - ② 「1 補綴時診断(新製の場合)」を算定した日から起算して3月以内に当該有床義歯の装着部位とは異なる部位の別の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定できるか。
 - ③ 「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定した日から起算して3月以内に当該有床義歯の装着部位とは異なる部位の別の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断(1以外の場合)」の算定は可能か。

A ①算定できない。②算定できる。③算定できる。

No,08

補綴時診断料について、

- Q**
- ① 「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定した日から起算して3月以内に、同一部位の有床義歯の新製に着手した場合には、「1 補綴時診断(新製の場合)」を算定できるか。
 - ② 増歯による有床義歯修理を行い「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定した日から起算して3月以内において、同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合には、「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定できるか。
 - ③ 「1 補綴時診断(新製の場合)」を算定した日から起算して6月以内に、同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合の「2 補綴時診断(1以外の場合)」は算定できるか。

A ①～③のいずれにおいても算定できる。

No,09 施設基準:在宅療養支援歯科診療所

Q 現在、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関について、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合において、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養支援歯科診療所の届出の副本(受理番号が付されたもの)の写しが必要か。

A 研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合(研修の受講歯科医師に変更があった場合等)については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行うこと。

No,10 処置:歯冠修復物又は補綴物の除去

歯冠修復物又は補綴物の除去において、「ポンティックのみの除去」の算定方法が変更になったが、例えば次のような場合はどのような取扱いとなるのか。

- Q**
- ① ⑦6⑤|ブリッジの6|ポンティックのみを除去した場合
 - ② ⑦6⑤|ブリッジをすべて除去した場合
 - ③ ⑦65④|ブリッジをすべて除去した場合(第一小臼歯は全部金属冠)

A

- ①ポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×1の算定となる。
- ②全部金属冠2歯及びポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×3の算定となる。
- ③全部金属冠2歯及びポンティック2歯の除去となり、「困難なもの」32点×4の算定となる。